

平成31年4月26日
(土木部入札審委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

- (1) 元請業者 株式会社向出組 加賀市下河崎町へ18番地
- (2) 下請業者 株式会社中道組 加賀市河南町ヲ7番地

2 指名停止期間

平成31年4月26日から平成31年5月9日まで (2週間)

3 指名停止理由

平成31年4月16日、南加賀土木総合事務所発注の「二級河川尾俣川新幹線関連河川付替受託工事」において、一次下請業者の作業員が、土砂の搬出入のためにバックホウで敷き鉄板を堤防天端に敷設していたところ、バランスを崩してバックホウが転倒、当該作業員が操作レバー等で脇腹を強打し、負傷した。

同月23日に、小松労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、上記有資格者に対し、是正勧告書を交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 大野
内 線 5023
外 線 076-225-1712